

各関係機関の長
各病害虫防除員 殿

宮崎県病害虫防除・肥料検査センター所長

令和 3 年度病害虫発生予察注意報第 1 号について

令和 3 年度病害虫発生予察注意報第 1 号を発表したので送付します。

令和 3 年度病害虫発生予察注意報第 1 号

本年産かんしょ栽培において、サツマイモ基腐病の発生が散見されています。

今後の発生拡大を防止するため、発病株の除去や薬剤防除など適切な対策を実施しましょう。

- 1 病害虫名 : サツマイモ基腐病
- 2 作物名 : かんしょ
- 3 発生地域 : 県下全域（県北地域を除く）
- 4 発生量 : ー

5 注意報の根拠

- (1) 5月中旬に青果用かんしょの複数のほ場において、サツマイモ基腐病の発生が確認された（令和 3 年度病害虫防除情報第 3 号、5月28日発表参照）。
- (2) その後、原料用かんしょにおいても、本ほでの発生が確認されており、県内各地で本病の発病が散見されている。
- (3) 九州南部の向こう 1 か月（6月19日～7月18日）予報から、平年同様に曇りや雨が多い見通しであるため（鹿児島地方気象台6月17日発表）、本病の蔓延に好適な環境が続くと予想される。

また、昨年実施した発生消長調査では、梅雨時期に発病が急激に増加する傾向が見られたことから（図 1）、今後、更なる発生拡大が懸念される。

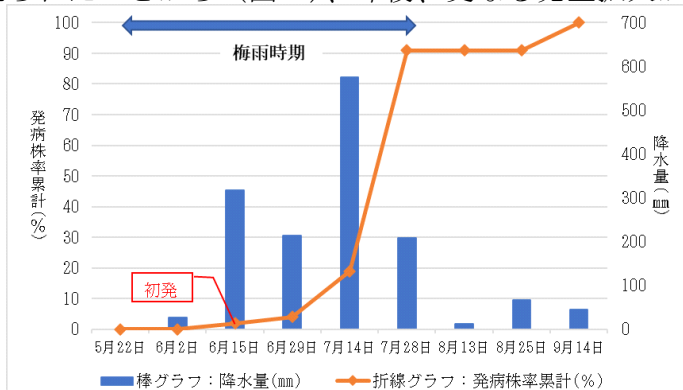


図 1 サツマイモ基腐病の甚発生ほ場における発生推移 (2020年調査、4月下旬定植)

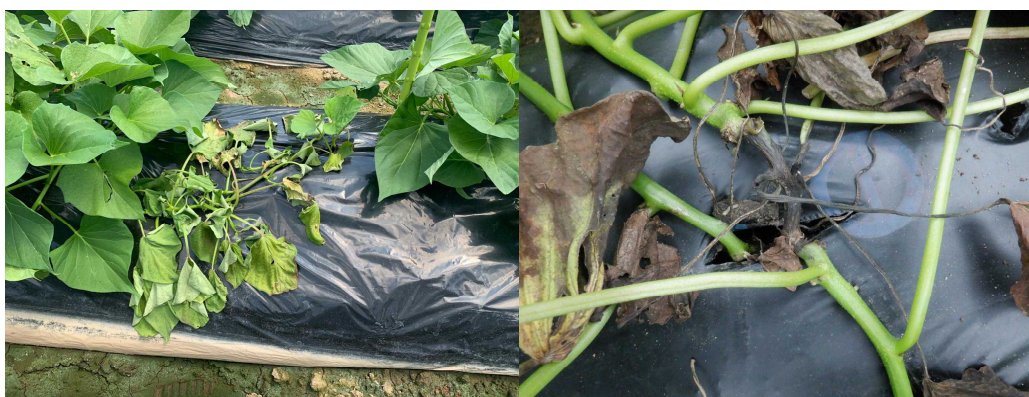


図2 発病株の様子（左：茎葉の萎れ、右：株元の黒変）

6 防除上の注意

- (1) 定植後に発病した株は、病斑部に大量の胞子を形成し、降雨等により周辺に拡がることから、ほ場での発生の有無をこまめに確認する。発病株を見つけた場合は、早急に抜き取り、その場でビニール袋などに入れてほ場外に持ち出し、適切に処分する。
- (2) 発病株を除去した後は、周辺株への伝染を予防するため、登録のある薬剤による予防散布を全面的に行う。なお、散布する際は、株元にしっかりと薬液がかかるよう注意する。
- (3) 特に長雨により発生が助長されやすいため、晴れ間を利用して薬剤散布を行う。また、畝間に停滞水が生じるような大雨や台風の後も、排水を促し、速やかに薬剤散布を行い、二次伝染による蔓延を防止する。
- (4) 2021年4月現在、2種の銅剤（ジーファイン水和剤、Zボルドー）とアミスター20フロアブルが登録されているので、使用基準に従って適切に散布する（表1）。
- (5) 薬剤防除にあたっては、銅剤による予防を基本とし、アミスター20フロアブルは耐性菌が発生するリスクがあるため、連用しないよう注意すること。
- (6) 無人航空機による散布を行う際は、気象条件の変化を随時確認しながら、飛散（ドリフト）が起こらないよう十分注意する。

表1 サツマイモ基腐病に対する茎葉散布の登録農薬（2021年4月1日現在）

薬剤名	希釈倍数	使用回数	使用時期	使用方法
ジーファイン水和剤	1,000倍	—	収穫前日まで	散布
Zボルドー	500倍	—	—	散布
アミスター20フロアブル	2,000倍	3回以内	収穫14日前まで	散布
	32倍	3回以内	収穫14日前まで	無人航空機による散布

- サツマイモ基腐病の生態や防除対策の詳細については、農研機構のHPに掲載されている「サツマイモ基腐病の発生生態と防除対策」を参照する。
- 6月1日から8月31日までの3か月間、農薬危害防止運動を実施します。農薬散布にあたっては、ラベル表示の確認を十分に行い、農薬使用基準を遵守し、危害防止に努めましょう。

《連絡先》 宮崎県総合農業試験場 病害虫防除・肥料検査課
 （病害虫防除・肥料検査センター） 阿萬・久野
 TEL：0985-73-6670 FAX：0985-73-2127
 E-mail：byogaichu-hiryo@pref.miyazaki.lg.jp